

コロナ労災 1万4000件

申請 感染の1%どまり

【仕事に新型コロナウイルスに感染し、労働災害と認められたケースが1万4000件を超えた。申請の約8割が認められているが、申請数は国内感染者数(約170万人)の約1%にとどまる。国や労働者支援団体は積極的な申請と、その際の職場の協力を呼びかけている。

労働災害 仕事や通勤が原因で病気やケガを負ったり、死亡したりした場合、労災保険から入院費などの療養補償や、原則、1日あたりの賃金の平均8割の休業補償、遺族補償などが支給される。2020年度の療養補償は約360万件(約2440億円)で、休業補償は約69万件(約980億円)。

医療・介護で75%

収入減補う
「預金を取り崩して生活

していたので助かる。沖縄県の介護福祉士の男性(30)は先月中旬、労災の決

定通知を手に安堵の表情を浮かべた。5月に勤務先の高齢者施設でクラスター(感染集団)

が発生し、自らも感染。翌月退院したが、体のだるさが抜けず、7月に復帰する

まで約1か月半働けなかった。その期間の収入は全く妻(29)と長女(1)との暮らしに不安を感じていた。

8割認定

労災の審査は各地の労働基準監督署が担当し、感染者本人や勤務先、診断した医師らへの聞き取りを行うこともある。厚生労働省によ

職場の理解課題

国は職場内でクラスターが発生した病院や福祉施設などに加え、経済団体を通じて企業に従業員が労災申請を積極的に行うよう勧め

再休職も

「員の立場で考えていない」と不信感をあらわにする。NPO法人「東京労働安全衛生センター」(東京)

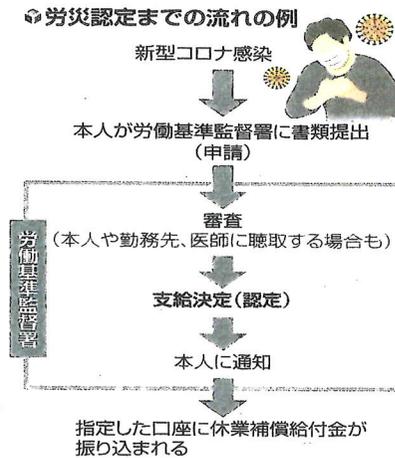
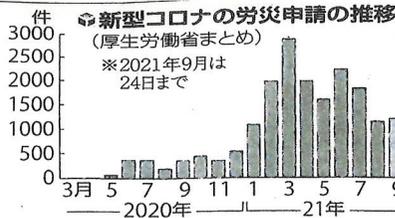
判断難しく

クリニック(東京)では、受診した2682人の半数を超が30〜40歳代。だるさや思考力の低下などを訴える人が多く、仕事を持つ1437人のうち575人は休職し、75人は退職などに追い込まれた。

後遺症認定 判断難しく

「昨年10月から「後遺症外来」を設けているヒラハタ

「だるさ、思考力低下…再休職も」
「後遺症外来」を設けているヒラハタは、昨年10月から「後遺症外来」を設けている。コロナウイルスの労災では、後遺症の認定も課題だ。厚生労働省で、回復後の息苦しさや筋力低下などの症状に関する調査を進めているが、未解明な点が多い。後遺症かどうかの判断は、現場の医師に委ねられることも多いのが実情だ。



労災認定までの流れの例
新型コロナ感染
本人が労働基準監督署に書類提出(申請)
審査(本人や勤務先、医師に聴取する場合も)
支給決定(認定)
本人に通知
指定した口座に休業補償給付金が振り込まれる

労災の審査は各地の労働基準監督署が担当し、感染者本人や勤務先、診断した医師らへの聞き取りを行うこともある。厚生労働省によ

国は職場内でクラスターが発生した病院や福祉施設などに加え、経済団体を通じて企業に従業員が労災申請を積極的に行うよう勧め

「員の立場で考えていない」と不信感をあらわにする。NPO法人「東京労働安全衛生センター」(東京)

「だるさ、思考力低下…再休職も」